

公共交通対策特別委員会

日 時 令和5年3月13日（月）午後1時～
場 所 全員協議会室

1 正副委員長の互選について

2 設置目的等について

○設置目的：市民の移動権を確保する公共交通対策の推進を図る。

○活動内容：

3 閉会中の継続審査申出について

4 その他



令和5年3月 日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

公共交通対策特別委員長

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、亀岡市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

(1) 市民の移動権を確保する公共交通対策の推進について

2 理 由

審査に資するため、なお引き続き調査を必要とする。

3 期 間

事件の審査及び調査が終了するまで